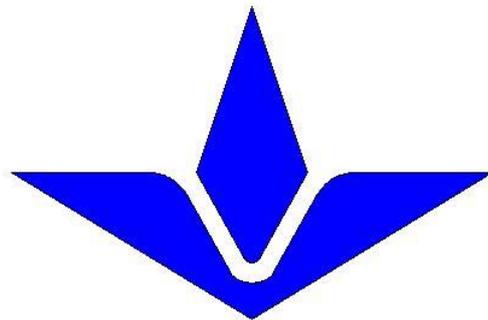


農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想



令和 8 年 3 月

山 江 村



## 目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	9
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	11
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	15
第6	その他	21

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 山江村は、熊本県南部に位置し、東西に9.0km、南北に18.6km、総面積121.19km<sup>2</sup>で、このうち、約90%を占める山岳は、北進するにしたがって、山麓の丘陵地域（畑・樹園地）を経て、山地がせまり漸次急峻な山岳地帯となっている。一方、南部は、比較的平坦で、その立地条件を生かして稲麦を主体とする農業生産が展開してきたが、経営の発展を図るため、一時、一部の農家で施設園芸の導入が盛んとなった。しかし、近年においては、農業所得の減少あるいは後継者不足により施設園芸農家は減少している。

今後は、収益性の高い作目、作型を導入して、認定農業者などの担い手農家を中心に産地化を図ることとする。また、経営規模の拡大を志向する農家と耕種農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 山江村の農業構造については、昭和40年代から隣接する人吉市における工業団地の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 山江村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、山江村及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人あたり概ね400万円以上）、年間労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が山江村農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

- 4 山江村は、将来の山江村農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に係る団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、山江村は、隣接する市町村とともに、球磨地域農業協同組合、農業委員会、熊本県南広域本部球磨地域振興局農業普及・振興課（以下「県農業普及・振興課」という。）等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、山江村認定農業者会により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の山江村認定農業者会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全村的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、地域営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、山江村機械利用組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県農業普及・振興課の指導の下に、作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、村内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の申請の推進や地域営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに、家族経営協定も推進することで、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件、就業環境等を話し合いながらよりよい農業経営を図っていく。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、熊本県や県農業普及・振興課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び山江村認定農業者会等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、山江村が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした土地改良事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 山江村は、山江村認定農業者会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を県農業普及・振興課の協力を受けつつ行う。

なお、大規模な農業経営を目指す地区がある場合には、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に日本政策金融公庫熊本支店の参画を仰ぎつつ、球磨地域農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする中山間地区においては、新規の集約的作目導入を図るため、同指導チームの下に、市場関係者や熊本県経済農業協同組合連合会の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせでの複合経営としての発展に結びつけるよう努めるとともに、生産（第1次産業）だけでなく、食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）等の6次産業化を推進し、経営の多角化・複合化にも主体的・総合的に関わり合うことで高付加価値化を図り、中山間地区の農業の活性化を図る。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

山江村の新規就農者は、令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）までの間では1名という状況であるが、従来からの基幹作物である粟や水稻の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手

を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、山江村は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げられた雇用就農者を含む新規就農者の年間確保目標490人を踏まえ、山江村においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

山江村及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得概ね230万円以上）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた山江村の取組み

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していく事が重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県農業普及・振興課、球磨地域農業協同組合、村内の各生産部会等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。併せて、小学校から高校生等の若い世代に農業の魅力を発信し、就農意欲を醸成する取組みを実施する。

(4) 推進する取組み

従来からの基幹作物である粟及び水稻、新規作物等を栽培する山江村において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入（10人程度）を重点的に進め、球磨地域農業協同組合、村内の各生産部会等と連携し、栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

また、各種作物の栽培の先進地である地域から講師を招いての実践的講義の実施や先進地視察・研修、県の農業研究センター等と連携しての加工品の開発、新技術の導入等、青年層が意欲をもって営農できる環境を整え、将来的に一大産地となり、その生産の大部分を安定的な経営体へと成長した農業者が担えるような取組みを一体的に進めていく。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に山江村及び近隣市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、山江村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

### (1) 類型設定の基準

目標農業所得 主たる従事者1人あたり概ね400万円以上

目標労働時間 主たる従事者1人あたり2,000時間程度

#### ①個別経営体

##### ア 家族経営

他産業の所得や労働時間、さらには農業経営などの現状を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な経営パターンを示した。

(ア) 自家労働：1経営体当たり経営者を含めて従事者2～3人

(イ) 雇用労働力：ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

##### イ 法人経営

大規模経営、経営の高度化による集約経営並びに加工販売部門などを取り入れた多角経営など、次の経営指標を目安として経営の法人化のためのモデル的な経営パターンを示した。

#### ②協業経営体

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的なパターンを示した。

なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指すこととする。

(2) モデル経営類型

1 個別経営体

①家族経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴及び主要資本装備	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
葉たばこ	経営面積 田 290 a  ・葉たばこ 290 a	機械化体系による大規模経営 ・高架型作業機による作業の効率化 ・共同乾燥施設利用 ・わき芽抑制剤の適正使用 〈資本装備〉 ・高架型作業機 (AP-1) ・乾燥施設 (共同) 〈その他〉 ・1 ha 程度に団地化された農用地	・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るためパソコンの導入 ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
水稲 ＋ 春夏 メロン ＋ 夏秋キュウリ	経営面積 田 300a 畑 120 a  ・水稲 300 a ・春夏メロン 60 a ・夏秋キュウリ 60 a	適正栽培管理による高品質生産 ・気象災害に強い耐候性ハウス ・適正保温管理による生育促進 ・土壌病害虫の徹底防除 〈資本装備〉 ・耐候性ハウス ・動力噴霧機 〈その他〉 ・1 ha 程度に団地化された農用地	・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るためパソコンの導入 ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
酪農	経産牛頭 80	省力型施設・機械による効率的大規模経営 ・フリーバーン、パーラー方式による省力化 ・ヘルパー利用による定休日確保 〈資本装備〉 ・フリーバーン牛舎 ・ミルクパーラー ・自給飼料生産機械 (一式) ・堆肥舎 〈その他〉 ・1 ha 程度に団地化された農用地	・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るためパソコンの導入 ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減

水稻 + くり + 肉用牛 (繁殖)	経営面積 田 200 a 畑 200 a ・ 水稻 200 a ・ くり 200 a 飼育頭数 20 頭 ・ 肉用牛 (繁殖) 20 頭	機械化体系による大規模複合経営 ・ 自給飼料を主体とした給与体系 ・ 稲作農家との連携による堆肥と稲わらの交換 〈資本装備〉 ・ 自給飼料生産機械 (一式) ・ 堆肥舎 〈その他〉 ・ 1 ha 程度に団地化された農用地	・ 青色申告の実施 ・ 経営管理の合理化を図るためパソコンの導入 ・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減
-----------------------------------	--	---	--	---

(注) 1 個別経営体に係る各営農類型の農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者 2 人として示している。

## ②法人経営

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴及び主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の状態等
水稻 + 甘藷 + 里芋	経営面積 田 500 a 畑 1,000a ・ 水稻 500 a ・ 甘藷 500 a ・ 里芋 500 a	機械化一貫体系による効率的営農組織 ・ 集落ぐるみの土地利用の構築 ・ 低コスト・省力機械化体系 ・ 多品種、多用な栽培法による作期調整 ・ 低コスト技術の導入 〈資本装備〉 ・ 田植機 ・ 自脱型コンバイン ・ トラクター ・ つる切り機 ・ 芋掘り機 ・ 機械倉庫 ・ 農舎 〈その他〉 ・ 2 ha 程度に団地化された農用地	・ 青色申告の実施 ・ 集落組織一元経理	・ 専任オペレーター制 ・ 法人化を目指す ・ 農繁期における補助作業者の確保

## 2 協業経営体

### ア 協業経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴及び主要資本装備	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
水稻 + 葉たばこ + 甘藷	経営面積 田 1,200 a 畑 500 a ・水稻 1,000 a ・葉たばこ 200 a ・甘藷 500 a	機械化一貫体系による効率的 営農組織 ・集落ぐるみの土地利用の 構築 ・低コスト・省力機械化体系 ・多品種、多用な栽培法に よる作期調整 ・低コスト技術の導入 〈資本装備〉 ・田植機 ・自脱型コンバイン ・高架型作業機 (AP-1) ・共同乾燥施設 ・トラクター ・つる切り機 ・芋掘り機 ・機械倉庫 ・農舎 〈その他〉 ・2 ha 程度に団地化された 農用地	・青色申告の 実施 ・集落組織一 元経理	・専任オペレー ター制 ・法人化を目指 す ・農繁期におけ る補助作業 者の確保

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に山江村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、山江村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

### 1 農業経営の指標

目標農業所得 主たる従事者1人あたり概ね230万円以上

目標労働時間 主たる従事者1人あたり2,000時間程度

### 2 個別経営体

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴及び主要資本装備	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
葉たばこ	経営面積 田 100 a  ・葉たばこ 100 a	機械化体系による大規模経営 ・高架型作業機による作業の効率化 ・共同乾燥施設利用 ・わき芽抑制剤の適正使用 〈資本装備〉 ・高架型作業機（AP-1） ・乾燥施設（共同） 〈その他〉 ・1 ha 程度に団地化された農用地	・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るためパソコンの導入 ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
水稲 ＋ 春夏 メロン ＋ 夏秋キュウリ	経営面積 田 100 a 畑 40 a  ・水稲 100 a ・春夏メロン 20 a ・夏秋メロン 20 a	適正栽培管理による高品質生産 ・気象災害に強い耐候性ハウス ・適正保温管理による生育促進 ・土壌病害虫の徹底防除 〈資本装備〉 ・耐候性ハウス ・動力噴霧機 〈その他〉 ・1 ha 程度に団地化された農用地	・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るためパソコンの導入 ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

水稻 + くり + 肉用牛 (繁殖)	経営面積 田 100 a 畑 100 a ・水稻 100 a ・くり 100 a 飼育頭数 5 頭 ・肉用牛 (繁殖) 5 頭	機械化体系による大規模複合 経営 ・自給飼料を主体とした給与 体系 ・稲作農家との連携による堆 肥と稲わらの交換 (資本装備) ・牛舎 ・堆肥舎 (その他) ・1 ha 程度に団地化された 農用地	・青色申告 の実施 ・経営管理の 合理化を図 るためパソ コンの導入 ・複式簿記記 帳の実施に より経営と 家計の分離 を図る	・家族経営協 定の締結に 基づく給料 制、休日制 の導入 ・ヘルパー制 度の活用による 労働ピークの 軽減
-----------------------------------	---	---	---	---

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

山江村の基幹作物である粟や水稻などの農畜産物を安定的に生産し、本村農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、熊本県農業経営・就農支援センター、県農業普及・振興課、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、山江村の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事と共に農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

#### 2 山江村が主体的に行う取組み

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、熊本県農業経営・就農支援センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行うに当たっては山江村が主体となり、県農業普及・振興課や農業委員会、村内の各生産部会、農業協同組合等の関係団体が連携する山江村認定農業者会によって農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築していく。

更に、新規就農者等が地域内で孤立することがないように近隣市町村における新規就農者交流会への参加を促すなど山江村は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本村は、新たに農業経営を始めようとする青年等が本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう

必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へ誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

山江村は、熊本県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、本村が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

① 就農に向けた情報提供及び就農相談

熊本県農業経営・就農支援センターや県農業普及・振興課

② 技術や経営ノウハウについての習得

熊本県立農業大学校等

③ 就農後のフォローアップ

熊本県農業経営・就農支援センターや県農業普及・振興課、球磨地域農業協同組合、山江村認定農業者や指導農業士、地域連携推進員等

④ 農地や農業用機械等に関する情報提供や相談対応

山江村農業委員会や一般社団法人熊本県農業会議、熊本県の農地中間管理機構である公益財団法人熊本県農業公社

また、熊本県農業経営・就農支援センターとの連携により農地等の継承資源の活用も行う。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

山江村認定農業者会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、熊本県農業経営・就農支援センター及び県農業普及・振興課へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本村の区域内において後継者がいない場合は、熊本県及び熊本県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。更に、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2から第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げるとおりである。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
<p style="text-align: center;">面積のシェア：30%</p> <p>なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。</p>	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は令和12年度（2030年度）とする。

### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

#### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

山江村全域では、水稻を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。（小規模な兼業農家が山江村では多く、一部の農作業については受委託が行われているものの、農地の資産的保有の傾向が強いため利用集積が進んでいないことに加え、近年の農産物価格低迷による意欲減退や農業経営の継承が円滑に行われなかったこと等により、耕作放棄地が増加し問題となっている。）

また、山江村においては中山間地域であることから山腹を利用して栗を中心とした樹園地もみられるが、高齢化や後継者、担い手等に利用集積されない農地で一部遊休化したものが増加傾向にある。

#### (2) 今後の農用地利用等の見通しと将来の望ましい農地利用の在り方

山江村では、今後も更に農業従事者の高齢化が進み、このような農地所有者からの農地貸付等の意向が強まることが予想される。特に小規模兼業農家が多い地区や山間部では将来の農地の引き受け手となる担い手がないため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くこととなる。

今後農地を効率的かつ総合的に利用するためには、山江村、農業委員会、農地中間管

理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の実践を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農地の集積を加速させていく必要がある。

また山間部等担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや作目の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や省力栽培による保全等の取組みを進める。

このほか地域の実情に応じ、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

山江村は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、山江村農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

山江村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設定の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 農地中間管理事業を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部のほ場整備完了地区においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。土地改良区の主体的な取り組みによって担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

さらに、山江村は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である粟及び水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、他の農業関係の集まりを積極的に活用するなど広く周知を図る。

参加者については、農業者、山江村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、熊本県及び県農業普及・振興課、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する

こととし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全を図ることとする。

また山江村は、地域計画の実践にあたって、熊本県及び県農業普及・振興課、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

山江村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

#### ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

#### ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らか

にするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)参考様式第6-1号の認定申請書を山江村に提出して、農用地利用規程について山江村の認定を受けることができる。
- ② 山江村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 山江村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を山江村の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は、当該特定農業法人からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 山江村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
  - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 山江村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

山江村は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業普及・振興課、農業委員会、球磨地域農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人熊本県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、山江村認定農業者会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

#### (1) 農作業の受委託の促進

山江村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

#### (3) 地域計画の実現における調整

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

### 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

山江村は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助成・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

### 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

#### (1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- ① 山江村は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連繋の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地中間管理機構が行う事業の実施の促進を図る。
- ② 山江村、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

## (2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

山江村は、1 から 4 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 丸岡 2 期地区県営一般農道整備事業（平成 19 年度～平成 25 年度）による農業生産基盤整備の促進を通じて、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- イ 山江村は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。
- ウ 山江村は、農業集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- エ 山江村は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## (3) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

山江村は、農業委員会、県農業普及・振興課、球磨地域農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとするとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 4 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、球磨地域農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、熊本県担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、山江村は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年8月 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月15日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和8年3月25日から施行する。